

## 緊急経済対策と生活福祉補償 -学習支援からの地方自治体への提言-

ひたち NPO センター・with you  
代表理事 安田尚道

### 生活補償の基本的考え方

1. 緊急経済対策は新型コロナウイルスにより奪われた「当たり前の日常生活」の補償であるとの認識を
2. 政府の緊急経済対策を活かす地方自治体の生活福祉補償を
3. 雇用と生活に最も不利な人に対して生活実態に即した生活福祉補償を
4. 既存のセーフティネットから漏れる最も不利な個人に対する生活福祉補償を

### （説明）

新型コロナウイルスによる生活被害は自己責任では解決できない「当たり前の日常生活」を奪う予想できない災害です。だからこそ、この災害による「当たり前の日常生活」の剥奪は政府の責任のもとで補償される必要があります。本提言は4月7日に発令された「緊急事態宣言」の下で提起された「緊急経済対策」を地方自治体により充実させるための政策を学習支援の立場から提起したものです。災害に対する経済的補償の一つが所得補償ですが、具体的には、これは人々が奪われた「当たり前の日常生活を」営めるようにするためです。したがって、生活実態と損失に応じた補償が求められます。お互いさまの関係を結んでいる社会において皆が納得する政策は、雇用と生活に最も不利な人の日常生活の損失補償であると考え、本提言ではこの補償を生活福祉補償としました。当然「当たり前の日常生活」は一般的にはセーフティネットにより守られていますが、予想できない災害では、それから漏れる事態が現われ、雇用と福祉に不利な人々がさらに不利になる可能性があります。まずは、既存のセーフティネットから漏れる事態とこれを被る人々から生活福祉補償をする必要があると考えます。本提言は生活困窮者自立支援法に基づく学習支援の立場からのものですので、学習支援の対象者を政策対象としていますが、あらゆる不利な人々にも適合するものと考えています。

### 地方自治体による生活福祉補償の7項目

1. 「緊急経済対策」における一時的な現金給付の上に、新型コロナウイルスの収束状況を考慮した期間を設定し、その期間内でのセーフティネットを拡充した政策の恒常的給付を
2. 雇用保険に加入していない労働者に対して失業手当を
3. 1月を参考にして所得減少に伴い家計負担となる世帯には国民健康保険、国民年金の保険料の設定期間中の補償を
4. 1月分の収入を参考にした家賃の補給を
5. 私立高校への授業料無償化に加えて、施設費などの諸費用の1年間の無償化を
6. 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の修学資金を参考に、緊急の1年間の上乗せと償還期間の延長を
7. 現在営んでいる事業に対して過去1年間の売り上げを参考にした減収分の設定期間内における売上補償を

(説明)

「緊急経済対策」はたとえば収入が大きく減った世帯には30万円を支給しますが、これは一時的なものです。これを土台にしてより人々の生活不安を解消するために、たとえば、カナダにおけるように4か月など、一定期間を1期間とし、コロナの収束状況により2期間にするなど、下記に示すような地方自治体による生活支援対策を一定期間内の恒常的な給付とすることが必要だと考えます。これにより雇用と生活に不利な人々の不安を解消することができると考えます。とりあえず、コロナ収束状況を考えて、1期間、4か月から6か月の間で設定することが考えられます。

今回のコロナウイルスは「宿泊・飲食」、「小売・卸売」など、低賃金の対人サービス産業にかなりの打撃を与えています。製造業の中小企業を加えると、母子世帯などの低所得者はこの産業に多く、非正規として働いています。その中には、雇用保険未保険者が少なからず見うけられ、この災害が長引けば、解雇も考えられ、彼らの生活に大きな不安を与えることとなります。この点を考慮して、地方自治体が失業保険に倣ってこの設定期間内で給付を行うことが求められると考えます。同様に、国民健康保険や国民年金の保険料も家計の負担となっていますが、1月分と比較して所得が減少している場合、この補償も必要と考えます。

また、高校生など、苦勞して私立学校へ通学する子どもたちもいます。確かに授業料は無償化となっていますが、私立高校の場合、施設費などの諸費用が多くかかり、これも家計の負担となっています。この設定期間内、退学等を防ぐためにも、無償化も考慮に入れて諸費用を補給することが考えられます。同様に、家賃も大きな家計費となりますが、これもまた1月分の収入を基準に収入が減少した分補給することが求められると考えます。さらに、たとえば、「母子父子寡婦福祉資金貸付金制度」の内容を参考にしながら、7項目のうちの「5」、「6」のような貸付金を設定し、償還期間も延長しつつ、拡充することが求められると考えます。

今後、コロナウイルスが収束したとしても、経済が回復するまでの期間、経済的に苦しい状況が続く可能性があり、この場合、労働局などと連携して就労支援などを実施するプランも地方自治体において準備しておくことも必要なことと考えます。

#### おわりに-あらゆる不利な人達の政策を-

以上、生活困窮者自立支援法における学習支援の立場から、学習支援の対象者である子どもやその親の生活実態を勘案し、県及び市町村ができることを考えてみました。学習支援についても学習環境に不利な子どもたちはコロナウイルスにより本人たちが気づかぬうちにさらに不利になると考え、コロナウイルスが猛威を振るっている間、いろいろな工夫をしたいと考えています。もちろん、これを基礎にして高齢者、特に国民年金と非正規での就労所得で生活する女性など、低所得者対策が設計できると考えています。

その設計が求められれば、より具体的に作成したいと考えています。学習環境や生活や雇用に不利な人のためにも、行政と市民が協働してこの難局を乗り越えられたらと考えています。

以 上